

物価高騰生活支援給付金（こども加算分） 給付事業

事業の内容

【事業の目的】

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については、18歳以下の児童1人あたり2万円の加算分を給付する。

【概 要】

- 1 事業年度 令和6年度
- 2 事業費 15,000千円
- 3 事業内容
 - (1) 給付事業費 14,000千円 (@20千円×対象児童700人)
 - (2) 事務費 1,000千円
- 4 財源内訳

国（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	10/10）
15,000千円	

【予算額】

- | | |
|----------------|----------|
| 1 現計予算額 | 0千円 |
| 2 12月補正予算額（専決） | 15,000千円 |
| 3 補正後の予算額 | 15,000千円 |

事業イメージ

住民税非課税世帯 物価高騰生活支援給付金

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付

1世帯あたり3万円



こども加算分

住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については、18歳以下の児童1人あたり2万円の加算分を給付

※基準日（令和6年12月13日）時点で加賀市に住民登録があり、対象児童が属する世帯で、物価高騰生活支援給付金（3万円）支給対象世帯となる世帯主に給付

対象児童1人あたり2万円